うるま市における事故発生状況について

・うるま市への事故報告件数

令和03年度 122件 (前年比 -34件) ※令和4年3月18日確定分

令和02年度156件(前年比 +35件)平成31年度121件(前年比 +26件)平成30年度95件(前年比 +10件)

· 令和 3 年度 事故報告内容

サービス種類	骨折	切り傷 擦過傷	誤えん異食	打撲 捻挫 脱臼	死 亡	その他	合 計
介護老人福祉施設	15	11	3	19	1	3	52
介護老人保健施設	14	0	0	2	0	0	16
小規模多機能型居宅介護	2	1	0	1	0	0	4
地域密着型通所介護	1	0	0	0	1	0	2
通所リハビリテーション	3	0	0	2	0	0	5
通所介護	8	4	0	4	1	5	22
短期入所生活介護	2	0	0	0	0	0	2
特定施設入居者生活介護	3	1	0	0	0	1	5
認知症対応型共同生活介護	8	3	0	2	0	1	14
日常生活総合事業	0	0	0	0	0	0	0
有料老人ホーム	0	0	0	0	0	0	0
合 計	56	20	3	30	3	10	122

・事故要因と事例

介護手順が守られていない

- ・リフト使用の際に、通常より大きいサイズのスリングシートを使用してしまった。
- ・コール受信機の携帯をしていなかった。
- ・傾斜がついている場所で車イスを停止させてしまった。
- ・食札の確認不足により誤った配膳・配薬をしてしまった。
- ・ベットの柵を外した状態で、その場から離れてしまった。
- ・他の職員とケアを交代する際、すぐに対応してくれるだろうと思いその場を離れてしまった。
- ・車イスのブレーキロックをかけ忘れた。(ロックがあまかった)

利用者の状況等を把握していれば防げたかもしれない事故

- ・いつもとは違う体調の変化に気づけてなかった。
- ・体動活発であることについて意識を欠いていた。
- ・急な立位がある方に対し、介助が不十分であった。
- ・椅子から立ち上がることについて職員間で共有できていなかった。
- ・履物が大きく、歩きにくいものであった。

施設の環境等を整備していれば防げたかもしれない事故

- ・席の配置や物品等の状況により歩きにくい環境となっていた。
- ・介助中に職員がコードを踏んでしまいバランスを崩してしまった。
- ・センサーの設置を忘れてしまった。センサーが作動しなかった。(コードが緩く張られていた、 電源が入っていると思い込んだ、故障していた等)

見守不足による事故

- ・車イスにて姿勢崩れ、傾眠があった利用者に対して数分間目を離した。
- ・転倒リスクが高いことを承知していたが、見守り、付き添いが不十分だった。
- ・座席への着席前に目を離してしまった。
- ・ふらつきが見られる状態でシャワーチェアに座らせたまま、その場を離れてしまった。
- ・付き添いが必要な方であったが、途中で離れてしまった。

その他原因による事故

・送迎時にシートベルトの装着を忘れ、座席から転倒させてしまった。

・事故報告書の提出について

事業者は次に該当する場合、報告が必要となります。

- ① サービスの提供による利用者のけが又は死亡事故その他重大な人身 事故の発生であり、医療機関の受診を要したもの。
 - ア 「サービスの提供中」とは、送迎・通院時を含む。また、在宅の 通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業 所内にいる間は、「サービスの提供中」に含む。
 - イ けがの程度については、医療機関で受診を要したもの、家族等に 連絡したものとする。
 - ウ 事業者側の過失の有無は問わない。
 - エ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が 生じる可能性があるとき(トラブルになる可能性があるとき)は、 報告すること。
- ② その他、報告が必要と認められる事故の発生

事故発生時の第1報

→事故発生日から3日以内の電話もしくはFAX

事故報告書の提出

→事故発生日から起算して14日以内に提出 ※事故報告が遅れた場合は『遅延理由書』の提出が必要になります。